

公売公告第 4 号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徵収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和7年5月13日

広島国税局長

記

公売の 日 時	公売の開始及び 締切の日時	令和7年10月15日から 令和7年10月22日まで
公 売 の 場 所	廣島国税局	
公 売 の 方 法	期間入札	
開 札 の 日 時	令和7年10月29日	10時00分
開 札 の 場 所	廣島国税局	
売 却 決 定 の 日 時	令和7年11月17日	10時00分
売 却 決 定 の 場 所	廣島国税局	
買受代金の納付期限	令和7年11月17日	15時00分
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。	
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。	
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を廣島国税局徵収部特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、廣島国税局徵収部特別整理第一部門にあります。	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徵収法第92条又は第108条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。	
そ の 他 公 売 条 件 等	公売公告別紙1のとおり	
公 売 財 産 の 表 示		
公 売 保 証 金	物件情報P D Fのとおり	
見 積 価 額		

その他の公売条件等

入札書の提出方法	担当窓口への直接提出又は郵便若しくは信書便による送付による提出のいずれかとする。
公売保証金の納付	<p>売却区分ごとに、公売保証金を以下のいずれかの方法により納付すること。</p> <p>納付期限：令和7年10月22日（水）15時00分</p> <p>1 指定した預金口座に振り込む方法（振込先口座は担当窓口までお問い合わせください。） 2 担当窓口で現金で納付する方法</p>
最高価申込者の決定	<p>最高価申込者の決定は以下のとおり行う。</p> <p>日時 令和7年10月29日（水）10時00分</p> <p>場所 広島国税局</p> <p>※ 公売財産が課税財産であるか否かを問わず、公売財産の売却区分ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が、見積価額以上で、かつ最高価額である者に対して行う。</p>
売却決定	売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行う。
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等をご確認ください。</p> <p>名称、数量等は登記簿による表示です。</p> <p>土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。</p> <p>掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</p> <p>公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があつても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。</p> <p>執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要があり、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。</p> <p>土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</p> <p>買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。</p> <p>買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。</p> <p>個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。</p> <p>公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。</p>
提出書類等	<p>1 提出期限 令和7年10月22日（水）17時00分（必着）</p> <p>2 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地買受適格証明書 (2) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書（銀行振込みにより公売保証金を納付する場合） (3) 公売保証金の充当申出書（銀行振込みにより納付した公売保証金を買受代金に充当する場合） (4) 陳述書（買受申込者が暴力団員等に該当しない旨） (5) 本人確認書類等 <ul style="list-style-type: none"> イ 個人である買受申込者本人が入札の手続をする場合 不要 ロ 法人である買受申込者の法人代表者が入札の手続をする場合 法人の商業登記簿に係る登記事項証明書等 ハ 代理人に入札の手続をさせる場合 委任状（委任状は、買受申込者から提出する必要があります。）
書類の提出先 (担当窓口)	730-8521 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎1号館 広島国税局 徴収部 特別整理第一部門 082-578-5955 (内線3816) ※ダイヤルイン専用番号